

群馬県後期高齢者医療広域連合例規審査会要綱

平成20年 3月31日

訓令第3号

(設置)

第1条 条例の制定その他例規に関する事項を審査するため本広域連合に群馬県後期高齢者医療広域連合例規審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(審査事項)

第2条 審査会は、次に掲げる事項を審査する。

- (1) 規約に関する事項
- (2) 条例、規則並びに規程形式の訓令及び告示の制定又は改廃に関する事項
- (3) 法令及び広域連合例規の解釈に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、必要と認められる事項

(組織)

第3条 審査会は、会長、副会長及び委員若干人で組織する。

- 2 会長は事務局長を、副会長は次長をもって充てる。
- 3 委員は、各課長をもって充てる。

(会長及び副会長の職務)

第4条 会長は、審査会の会務を総理し、会議の議長となる。

- 2 副会長は、会長に事故があるとき、又は不在のときは、その職務を代理する。

(案件の提出)

第5条 審査会の審査に付すべき案件があるときは、例規審査依頼書（様式第1号）に必要事項を記入し、及び案文、新旧対照表その他審査の参考となる資料を添えて会長に提出しなければならない。

(会議)

第6条 審査会の会議は、第2条各号に掲げる事案が生じたときに会長が招集する。

- 2 審査会は、当該事案について、所管課の担当職員の出席を求め、その内容を説明させることができる。

(軽易な事案の処理)

第7条 第2条各号に掲げる事項であって、会長が軽易な事案と認めたときは、各委員に例規審査回議書（様式第2号）により回議して、会長の決裁を受けることをもって前条の会議に代えることができる。

(庶務)

第8条 審査会の庶務は、総務担当課において処理する。

(雑則)

第9条 この訓令に定めるもののほか、審査会の運営その他必要な事項に関しては、
会長が定める。

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

<p>例規審査依頼書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>例規審査会会長 様</p> <p style="text-align: center;">課 名 担当者 （ 職名・氏名 ）</p> <p>下記の例規について審査を受けたいので、必要な書類を添えて依頼します。</p>	
1 例規の題名	
2 例規種別 規約 条例 規則 訓令 告示 その他（ ）	
3 制定(又は改廃)の理由	
4 制定(又は改廃)の要旨	
5 施行予定日及び予算措置 (1) 施行予定 年 月 日 (2) 予算措置 (有 ・ 無)	6 添付書類 (1) 案文 (2) 新旧対照表 (改正の場合) (3) 準則その他参考資料
処 理 欄 1 審査 (1) 会議審査 (2) 回議審査 2 審査結果 (1) 原案のとおり (2) 別紙のとおり 3 処理経過 審査会 年 月 日	

様式第 2 号（第 7 条関係）

例 規 審 査 回 議 書

決 裁	会 長	副 会 長	審 査 委 員	発 議 者
	所管課名・担当者名			
別紙のとおり回議しますので審査をお願いします。 なお、意見がありましたら下欄に記入をお願いします。				決 裁 ・ ・
				発 議 ・ ・
例規の題名				
添付書類 1 例規審査依頼書 2 その他（ ）				
意 見				